

障がい者スポーツイベント企画運営業務

提案説明書

令和5年（2023年）8月

札幌市スポーツ局スポーツ部

1 業務名

障がい者スポーツイベント企画運営業務

2 業務の目的

障がい者スポーツへの理解拡大を図るため、商業施設等の人が集まる場所で、障がいの有無に関わらず、障がい者スポーツを体験できるイベントを開催する。

3 業務の内容

別紙1「委託業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 企画提案を求める項目

業務を受託した際の業務内容である、別紙1「委託業務仕様書」を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書を作成すること。

- (1) 過去の類似業務実績について。
- (2) 業務の執行体制について。
- (3) 費用内訳について。
- (4) 業務スケジュールについて。
- (5) 提案内容について。
- (6) 上記のほか、イベントの集客促進及び参加者の満足度を高める等、独自の提案がある場合は記載すること。

5 予算規模

2,850千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

7 参加資格要件

札幌市競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ、以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加して

いないこと

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること

なお、「9 企画提案の審査」にある実施委員会の委員が参加者の役員である場合や本市職員の委員が参加者に派遣もしくは出向をしている場合には、当該委員を除斥した上で当該参加者の評価を行う。

8 参加手続きに関する事項

(1) 企画競争（プロポーザル方式）の日程（予定）

ア 企画提案の公募開始	令和 5 年 8 月 21 日（月）
イ 質問書の提出期限	令和 5 年 8 月 28 日（月）※
ウ 質問書に対する回答	令和 5 年 8 月 30 日（水）
エ 参加意向申出書及び企画提案書の提出期限	令和 5 年 9 月 7 日（木）※
オ 一次審査	令和 5 年 9 月 8 日（金）
カ 最終審査	令和 5 年 9 月 14 日（木）

※提出期限については 17 時必着とする。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「16 問合せ先（事務局）」の HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限までに質問書（様式 1）を事務局へ送付又は持参により提出すること。送付による提出の場合、送付方法は郵送、FAX 又は電子メールとする（提出期限までに必着）。

質問に対する回答は、文書により質問書の提出者に回答の上、ホームページ上に掲載する。

(4) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、左肩一箇所をホチキスで留め、1部提出すること。

副本は、以下のア～カの構成で一式とし、左肩をクリップで留め、10部提出すること（ホチキスは使用しないこと）。

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格及び様式等を厳守すること。

ア 参加意向申出書(様式2)

イ 企画提案書(様式・枚数自由、A4判片面印刷、フォントサイズ12以上)

※ 審査の公平公正を期するため、企画提案書内（表紙を除く）に、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を一切入れず、別の表現や伏字等で記載すること。

ウ 類似業務等実績一覧(様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(様式4)

オ スケジュール(様式自由、A4判、片面印刷、1枚)

カ 見積書(様式自由、A4判、片面印刷、1枚)

(5) 提出方法

提出書類は提出期限までに事務局への持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

9 企画提案の審査

企画提案の審査については、札幌市の関係部局の職員から構成される「障がい者スポーツイベント運営業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において、最も優れた提案者を選定する。

評価の方法は、各委員が「評価項目及び評価基準表(別紙2)」により行い、その合計点の平均値に基づき、評価を確定する。なお、小数第一位以下は切り捨てとする。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、5件とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が5件以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提案者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

- ア 提案者によるプレゼンテーション及び委員からのヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者約30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。
（提案者数により、1者あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- エ 説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- オ 提案者全員に対し、すべての提案者の採点結果（合計点の平均値）及び選定結果を文書により通知する。

(3) その他

- ア 提案者が1者であった場合、最低評価基準(60点)を超えた場合に契約候補者として選定する。
- イ 実施委員会における採点（合計点の平均値）が同点の場合は、以下の取り扱いとする。
 - (ア) 評価項目における「提案内容」の評価点が高い者を選定者として選定する。
 - (イ) (さらに同点の場合)評価項目における「過去の類似業務実績」の評価点が高い者を選定者として選定する。
 - (ウ) (さらに同点の場合)競争入札の例に準じ、くじにより入選者を選定する。

(4) 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議のうえ、札幌市契約規則その他の関係規定に基づき、随意契約の方法により締結する。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合は、実施委員会において次点とされた団体と協議する。

10 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、提案者が参加資格を有することを確認したときから評価が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当した場合は、提出された提案書類の評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消す。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合

- (2) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなった場合

11 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

12 参加資格等についての苦情の申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等に係る苦情を申し立てることができる。

13 評価についての疑義の申立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について疑義の申し立てを行うことができる。

14 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む）することに許諾するものとする。この場合はあらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでは

ないことを保証するものとする。

- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

15 その他留意事項

- (1) 提案書類の作成及び提出に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。なお、期限内に提出されたものであれば、期限内に限り差し替え、変更、追加を認める。
- (3) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (4) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出された書類の返却は行わない。

16 問合せ先（事務局）

〒060 - 0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階

札幌市 スポーツ局スポーツ部スポーツ振興担当課 担当：問谷（といや）

電話：011-211-3044 FAX：011-211-3046

HP：<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2023-proposal3.html>

電子メールアドレス：sports-parasports@city.sapporo.jp